四―ｎ―ヘプチルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	四―ｎ―ヘプチルフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	ビスフェノールＡ標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	ビスフェノールＡ標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	四―ｎ―ノニルフェノール標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が一グラム毎リットルのもの	四―ｎ―ノニルフェノール標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	揮発性有機化合物二十三種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブロモメタン、ブロモジクロロメタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、ｃｉｓ―一・二―ジクロロエチレン、ｔｒａｎｓ―一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・二―ジクロロプロパン、ｃｉｓ―一・三―ジクロロプロペン、ｔｒａｎｓ―一・三―ジクロロプロペン、ｏ―キシレン、ｐ―キシレン、ｍ―キシレン及びトルエンの各濃度が一グラム毎リットルのもの	揮発性有機化合物二十三種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	アルキルフェノール類等六種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、一・四―ジクロロフェノール、四―ｎ―ヘプチルフェノール、四―ｔ―ブチルフェノール、四―ｎ―オクチルフェノール、四―ｎ―ノニルフェノール及びビスフェノールＡの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの
アルキルフェノール類等五種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、二・四―ジクロロフェノール、四―ｔ―ブチルフェノール、四―ｎ―ヘプチルフェノール、四―ｔ―オクチルフェノール及び四―ｎ―ノニルフェノールの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	アルキルフェノール類等五種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	フタル酸エステル類八種混合標準液のうちヘキサン希釈のものであって、フタル酸ジエチル、フタル酸ジ―ｎ―ブチル、フタル酸ジ―ｎ―ペンチル、フタル酸ジ―ｎ―ヘキシル、フタル酸ジ―二―エチルヘキシル及びフタル酸ジシクロヘキシルの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	フタル酸エステル類八種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	フタル酸ジ―ｎ―プロピル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	フタル酸ジ―ｎ―プロピル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	フタル酸ジ―ｎ―ペンチル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	フタル酸ジ―ｎ―ペンチル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	フタル酸ジ―ｎ―ヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	フタル酸ジ―ｎ―ヘキシル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	フタル酸ジシクロヘキシル標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	フタル酸ジシクロヘキシル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの	照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用の軟エックス線及びガンマ線用の電離箱式照射線量の実効エネルギー範囲が十キロボルト以上四十キロボルト未満の電圧で加速されたエネルギーによって生じる電子による照射線量における放射線の量が一マイクロ一クーロン毎キログラム以下のもの	平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	国立研究開発法人産業技術総合研究所